

北海道における令和元年度狩猟期間の対応について
【プレスリリース】

令和元年 7 月 29 日
北海道森林管理局
北海道
北海道猟友会

昨年 11 月の狩猟者の誤射による北海道森林管理局職員の死亡事故を踏まえ、北海道森林管理局、北海道、北海道猟友会は、銃猟安全対策の徹底とエゾシカ対策について、連携して検討を進めてきたところ。令和元年度狩猟期間においては、3 者が連携して以下の方向で取り組むこととしています。

1 安全管理に関する取組

(1) 銃猟の安全管理の徹底について

- 北海道、北海道森林管理局、警察、北海道猟友会の合同実施により狩猟パトロールを強化し、警察との連携により違反行為に対しては厳しく対応します。
- 北海道と北海道森林管理局が連携して、狩猟免許更新、狩猟者登録、猟友会支部総会などあらゆる機会を利用して、狩猟者に銃猟安全の徹底を強く呼びかけます。
- 北海道猟友会においても再発防止策を定め、組織を挙げて事故防止に取り組んでいますが、特に、銃猟経験の浅い会員を対象とした実猟研修を最重要と位置づけ、令和元年度狩猟期間に確実に実施することとし、会員の指導強化に取り組めます。

(2) 国有林（北海道森林管理局）及び道有林の対応

- 国有林及び道有林においては、上記のとおり北海道猟友会の再発防止の取組が未だ途上にあることなどから、民間実施を含む各種森林作業が広く見込まれる平日は、十分な安全対策が講じられる有害鳥獣捕獲によりエゾシカ捕獲を推進することとし、銃器による狩猟（以下「一般銃猟」という。）は禁止します。（詳細は別添を参照して下さい。）
- 道有林内にモデル地区を設定し、北海道、北海道森林管理局等が連携して一般銃猟の安全対策の検証に取り組めます。

2 エゾシカ対策について

- 国有林（北海道森林管理局）においては、一般銃猟を禁止する平日を中心に、エゾシカによる被害が深刻な地域について、これまで実施してきた市町村と連携して行う有害鳥獣捕獲や森林管理署主体の捕獲事業について、これまでより一層厳格な安全管理の下で行う場合に限り、市町村数や実施箇所数を増やすなど取組を強化します。
加えて、新たに職員実行によるわな捕獲に積極的に取り組めます。
また、食肉処理施設との協定締結によるジビエ利用の取組についても、連携施設を増やすなど一層の推進を図ります。
- 北海道においては、有害鳥獣捕獲のフィールドとして道有林を積極的に活用してもらうことや、モバイルリングなど道有林が主体となったエゾシカ捕獲に継続して取り組めます。
また、国有林が取組を強化する市町村と連携して行う有害鳥獣捕獲について、市町村に周知し積極的な実施を促すほか、道による捕獲事業を国有林内でも実施します。

令和 2 年度以降の対応については、令和元年度における銃猟安全対策の取組状況や一般銃猟の安全対策の検証結果等を踏まえて、あらためて関係機関で検討します。

【お問合せ先】

北海道森林管理局 計画保全部 保全課

担当者：根田、藤本、久田

ダイヤルイン：011-622-5250

F A X 番号：011-616-4021

北海道環境生活部環境局生物多様性保全課

担当者：石井、三井

ダイヤルイン：011-204-5205

F A X 番号：011-232-6790

北海道水産林務部森林環境局道有林課

道有林管理グループ

担当者：山本、河本

ダイヤルイン：011-204-5519

F A X 番号：011-232-4142

一般財団法人 北海道猟友会

担当者：齊藤

ダイヤルイン：011-747-2006

F A X 番号：011-727-3020